

○岐阜県地方就職学生支援事業における御嵩町地方就職学生支援金交付要綱

令和6年9月24日

訓令甲第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県地方就職学生支援事業において、地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、御嵩町補助金交付規則（平成5年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令7訓令甲24・一部改正)

(支援金対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者（以下「支援金対象者」という。）は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件を満たすものとする。

2 前項の「移住等に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 移住元に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 東京都内に本部がある大学又は大学院（以下「大学等」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業又は修了していること。この場合において、大学等に在学中の場合は、当該大学等を卒業又は修了する見込みであること。

イ 大学等の卒業又は修了年度において、条件不利地域を除く東京圏内に継続して在住していた又は在住していること。

(2) 移住先に関する要件 次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 御嵩町（以下「町」という。）に移住している又は移住する見込みであること。

イ 支援金の申請時において、卒業又は修了の日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に採用選考活動に係る交通費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。

ウ 卒業又は修了後に第3項に掲げる企業に就職又は就職を予定し、町に居住している又は居住する意思を有していること。

(3) その他の要件 次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

ウ その他町長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

3 第1項の「就業に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 就業先企業に関する要件

ア 勤務地が岐阜県内に所在すること。

イ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人及び市町村を除く。）でないこと。

オ 支援金対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(2) 就業条件等に関する要件

ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みがあること。

イ 岐阜県内への勤務地限定型社員として採用予定であること。

（令7訓令甲24・一部改正）

（支援金の交付等）

第3条 町長は、支援金対象者に対し、次に掲げる金額をそれぞれ交付するものとする。

(1) 交通費 前条第3項に掲げる要件を満たす就業先への採用選考活動に参加するために要した往復交通費の額（1,000円未満切捨て）と11,000円のいずれか低い方の額。ただし、企業から交通費の支給がある場合はその額を差し引いて支給するものとする。

(2) 移転費 前条第3項に掲げる要件を満たす就業先への就職に伴い、町への移住に要した移転費の額（1,000円未満切捨て）。ただし、最低限の費用であることが証明できない場合は、81,500円を上限額とする。

2 交付回数は、交通費及び移転費それぞれ一人1回を限度とする。

（令7訓令甲24・一部改正）

（交付の申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御嵩町地方就職学生支援金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて当該年度の2月末日までに町長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書の写し

(2) 在学証明書

(3) 交通費の領収書の写し（交通費の申請に限る。）

(4) 内定等証明書（別記様式第2号）

(5) 移住元の住所を確認できる書類

(6) 移住に係る誓約書（別記様式第3号）

(7) 個人情報の取扱同意書（別記様式第4号）

(8) 移転費の領収書の写し（移転費の申請に限る。）

(9) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、規則第11条の規定による実績報告とみなすものとする。

(令7訓令甲24・一部改正)

(交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定による支援金の交付申請を受けたときは、速やかに支援金の交付の可否及びその額を決定し、御嵩町地方就職学生支援金交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、御嵩町地方就職学生支援金請求書（別記様式第6号）により、町長に支援金を請求しなければならない。

3 規則第12条の規定に基づき町長が行う額の確定は、第1項に規定する支援金の交付決定の通知をもってこれに替えるものとする。

(報告及び立入調査)

第6条 町長は、岐阜県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、岐阜県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(支援金の返還請求)

第7条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 交通費に係る支援金の申請日から1年以内に要件を満たす内定先企業等への就業を行わなかった場合 全額

(2) 支援金の申請日から1年以内に町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に町に住民票がある場合を除く。） 全額

(3) 就業日から1年以内に就業先を辞職した場合（ただし、退職日から3か月以内に第2条第3項の要件を満たす岐阜県内の別の企業に就職する場合を除く。） 全額

(4) 町への転入日又は第2条第3項の要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満で町から転出した場合 全額

(5) 前条に規定する報告及び立入調査の拒否をした場合 全額

(6) 虚偽の申請又は居住若しくは就業の実態がないこと等が明らかになった場合 全額

(7) 町への転入日又は第2条第3項の要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に町から転出した場合 半額

(令7訓令甲24・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年訓令甲第24号）

この訓令は、公布の日から施行する。